

沖労発基 0501 第7号
令和2年5月1日

一般社団法人 沖縄県高压ガス保安協会長 殿

沖縄労働局長
(公印省略)

令和元年の職場における熱中症による労働災害の発生状況等について

労働基準行政の推進につきまして、日頃から格別の御配慮をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、令和2年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」の実施については、令和2年4月10日付け沖労発基 0410 第2号又は3号により通知したところですが、令和元年の県内の職場における熱中症による労働災害発生状況について、別添1から別添3のとおり取りまとめましたので、お知らせいたします。

なお、沖縄気象台による向こう3か月（5～7月）の天候の見直しによると、沖縄地方では平均気温が平年並か高いとの予報から熱中症による労働災害も多く発生することが懸念されるところです。

貴殿におかれましては、令和元年の熱中症による労働災害発生状況を参考にしていただき、職場における熱中症予防対策への一層の取組と関係・会員事業場等への周知等について特段の御理解と御協力を願い申し上げます。

(担当：労働衛生専門官)



Press Release

沖縄労働局発表

令和2年5月1日(金)

担当 沖縄労働局労働基準部 健康安全課
課長 並里智浩
労働衛生専門官 比嘉豊
電話:098(868)4402

職場での熱中症対策を徹底しましょう！

～令和2年も熱中症クールワークキャンペーンを展開！！～

沖縄労働局（局長 福味恵）は、全国に合わせて職場における熱中症予防対策「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を令和2年5月1日から同年9月30日までの間、一斉に展開していきます。

1 熱中症による労働災害の発生状況等

(1) 平成30年と令和元年の発生状況

<平成30年>

- | | |
|----------|----|
| ① 死亡 | 0人 |
| ② 休業4日以上 | 7人 |

<令和元年>

- | | |
|----------|-----|
| ① 死亡 | 0人 |
| ② 休業4日以上 | 12人 |

令和元年度は、前年同様死亡災害は発生していないものの、前年と比較して休業4日以上の被災者が5人、70%以上増えたのみならず、前年に見られなかった休業3週間以上の労働災害が5人発生するなど重篤化の傾向がみられた。

また、令和元年に熱中症で4日以上休業した12人の発生状況をみると、業種による際立った偏りは見られないものの、屋外における作業中に発症したものが7人、直接屋外での作業ではないが屋外の車両内、ビニールハウス内などで発症したものが3人おり、いずれもWBGT値（暑さ指数）^(※)が基準値を超える熱中症の発生リスクが高い可能性のある環境下での作業中に発症したものと考えられる。

(別添1参照)

(※) WBGT値（暑さ指数）とは

気温、湿度、輻射熱から算出される指数で、熱中症予防のために運動や作業の強度に応じた基準値が定められており、基準値を超えると熱中症を発症する可能性が高くなる。

- (2) 県内における過去10年間（平成22年から令和元年）の熱中症による休業4日以上の労働災害から見える特徴については以下のとおり。
- ① 建設業が全体の約3割を占めていること。
 - ② 働き盛りの40歳代が多いこと。
 - ③ 発生時期は、7月、8月の2か月間で全体の6割を占めていること。

(別添2参照)

2 事業者団体及び各事業者への呼び掛け等

- (1) これから、梅雨を迎えるにかけて気温や湿度が上昇し、WBGT値も高くなる時期となることから、それぞれの事業場において、WBGT値など客観的な指標を用いて作業環境を把握するとともに、始業時及び就業中の労働者の体調の把握を行い、労働者の身体に大きな負担をかけないような作業計画の作成、作業指示、作業管理を行うことが重要である。
- (2) 沖縄労働局では、建設業や警備業、運送業などの屋外型産業を中心に熱中症対策の徹底について、業種団体等を通じて呼び掛けるとともに、各事業場に対しても労働局及び労働基準監督署が行う説明会や個別指導等を実施していく予定。

<呼びかける主な内容 (別添3参照)>

- ① 暑さ指数(WBGT値)を低減すること
- ② 熱への順化期間（暑さに体を慣らすための期間）を設けること
- ③ 休憩場所を設置し、水分・塩分の補給を容易に行えるよう飲料水等を備え付けること
- ④ 睡眠不足、体調不良、前日の飲酒は熱中症になるリスクを高めること

<添付資料>

- 別添1 沖縄労働局管内における熱中症災害発生状況（令和元年、休業4日以上）
 - 別添2 熱中症による労働災害発生状況の推移（平成22年以降、休業4日以上）
 - 別添3 「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」（リーフレット）
- （参考：関連情報）

職場における熱中症予防/厚生労働省

職場で取り組んでいただきたい事項や熱中症に関する労働衛生教育等について掲載されています。

令和2年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施します

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10430.html

別添1

沖縄労働局管内における熱中症災害発生状況(令和元年、休業4日以上)

番号	所轄署	災害発生日	業種	年齢	性別	被災程度	災害発生状況
1	那覇(南部)	令和元年5月中旬	建設業	40代	男	3週間	建築改修工事において、屋内の土間はつり作業に従事。昼食休憩後に作業を再開するが気分が悪くなり横になって休んでいたが嘔吐を発症したことから病院へ搬送、熱中症と診断された。(現場は高温・多湿の状態であった。)
2	沖縄(中部)	令和元年6月下旬	建設業	50代	男	1週間	県道沿いの草刈作業後の休憩中に体調不良となり、救急車で病院に搬送されて熱中症と診断された。
3	名護(北部)	令和元年6月下旬	ゴルフ場	70代	男	1ヶ月	コース内の除草作業中に足に痺れの症状が発生、帰宅後も痺れが改善しないことから、病院で受診したところ熱中症と診断された。
4	那覇(南部)	令和元年7月上旬	警備業	60代	男	1ヶ月	屋外で車両の誘導業務等に従事。帰宅後、めまいとふらつきがあったが自宅療養。翌朝出勤前に意識を失い救急車で病院に搬送されて熱中症と診断された。
5	沖縄(中部)	令和元年7月中旬	旅館業	50代	男	4日	ゲスト送迎車の運転業務に従事。当日は気温が高く発汗が多かったため、こまめに水分補給するが意識が薄れ視野感覚に異常を感じたため早退し病院で受診したところ熱中症と診断された。(前日も同様の症状があった。)
6	沖縄(中部)	令和元年7月下旬	卸売業	40代	男	1ヶ月	屋外現場でロール車にてくず鉄積載コンテナの入替え中に頭痛を感じるが作業を継続、帰宅後も症状が改善しないため、病院で受診したところ熱中症と診断された。(車内が暑い状態であった。)
7	那覇(南部)	令和元年7月下旬	その他	60代	男	4日	農場で植物への灌水作業中に具合が悪くなり休憩を取るが、症状が回復しないため救急車で病院に搬送されて熱中症と診断された。
8	沖縄(中部)	令和元年8月上旬	廃棄物処理業	40代	男	8日	社内ヤード内で回収資源ゴミの分別作業中に倒れ、救急搬送先の病院で熱中症と診断された。
9	那覇(南部)	令和元年8月上旬	クリーニング業	60代	男	5日	屋外での機械設置作業に従事。当日は快晴でこまめに水分補給を行っていたが、17時頃に脱水症状と全身に痙攣の症状が出たため、病院で受診し熱中症と診断された。
10	沖縄(中部)	令和元年8月下旬	その他	20代	男	3ヶ月	午前中に磁気探査作業を行い、昼食後、重機掘削のため車内でエアコンをかけ16時まで待機、その後に作業に取り掛かったが関節痛を訴え帰社後に帰宅。安静にしていたが、体調が悪化したため救急車で搬送された。
11	那覇(南部)	令和元年8月下旬	飲食店	40代	女	10日	調理等作業中に頭痛と吐き気を発症。退社後に病院で受診したところ熱中症と診断された。(当日はエアコンが壊れており、正常に作動していなかった。)
12	那覇(南部)	令和元年9月上旬	農業	60代	男	5日	ビニールハウス内で苗の定植作業中、気分不良と嘔吐があり帰宅した。当日は身動きが困難のため、翌日に病院で受診し熱中症と診断された。

※ 本災害発生状況は、労働者死傷病報告による集計結果より作成したもの。

熱中症による労働災害発生状況(平成22年以降、休業4日以上)
沖縄労働局

図1 热中症による労働災害発生状況の推移(平成22年～令和元年)

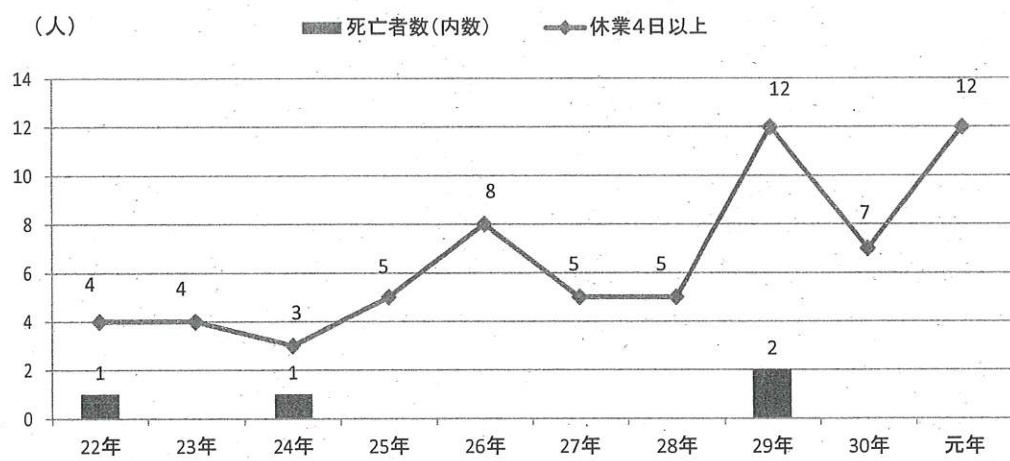
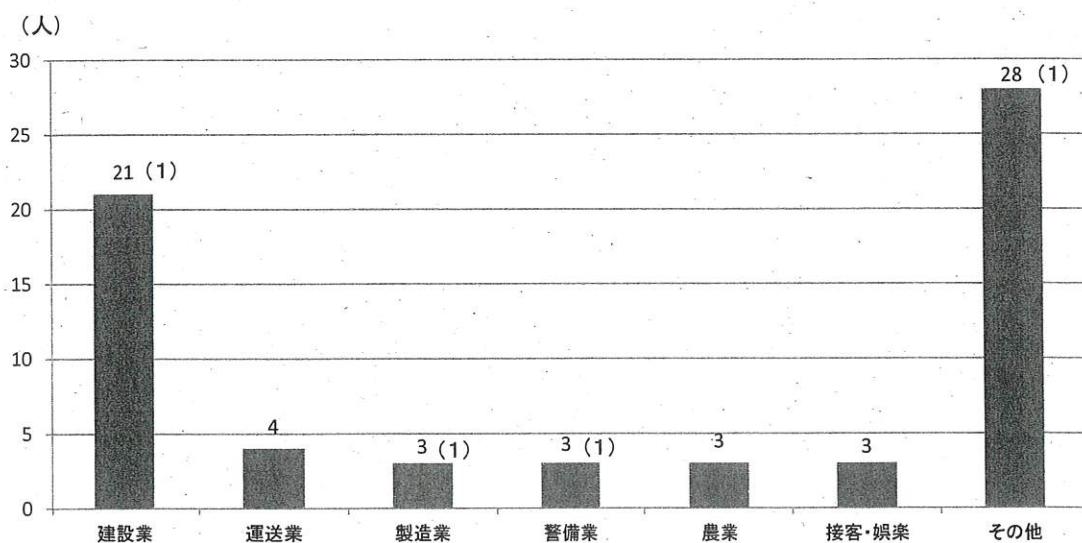


図2 業種別発生状況(平成22年～令和元年)



※()内は死亡者数であり、その業種の内数である。

図3 月別発生状況(平成22年～令和元年)

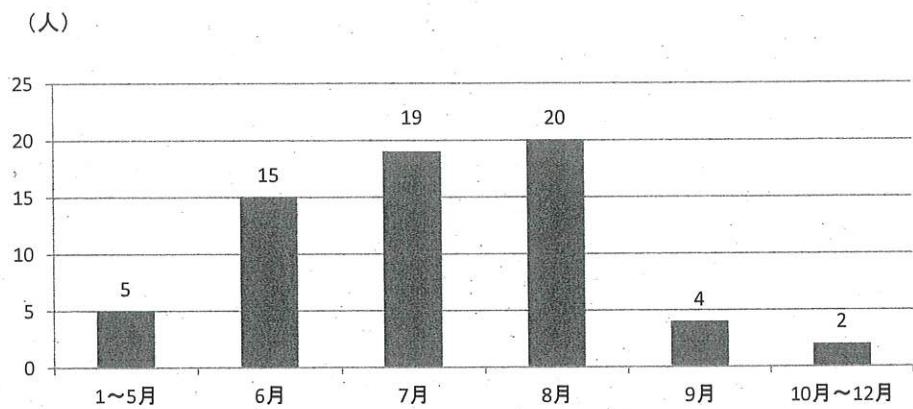


図4 時間帯別発生状況(平成22年～令和元年)

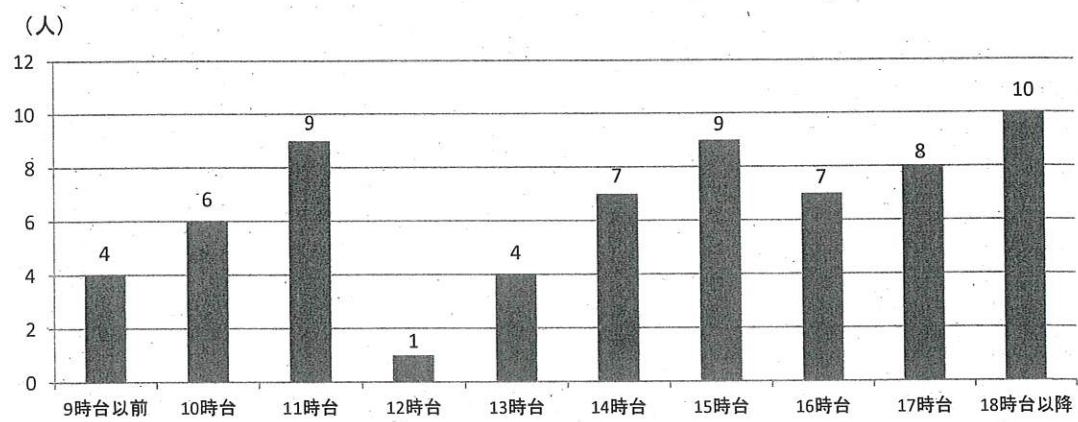


図5 年齢別発生状況(平成22年～令和元年)

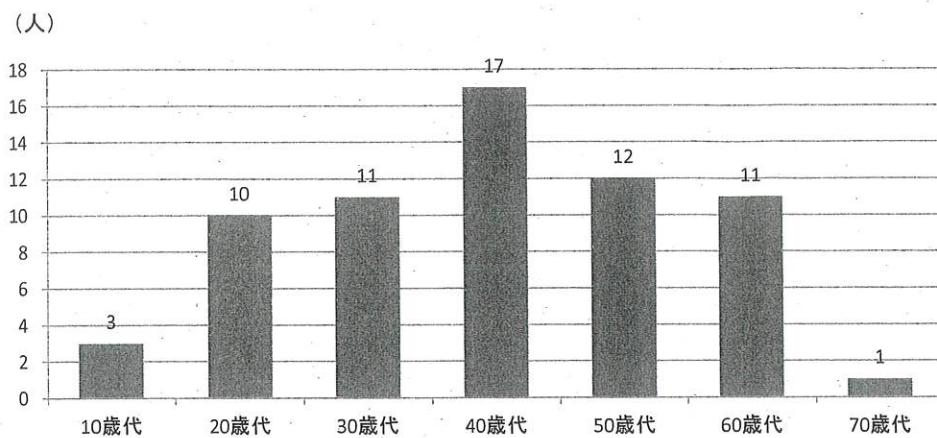
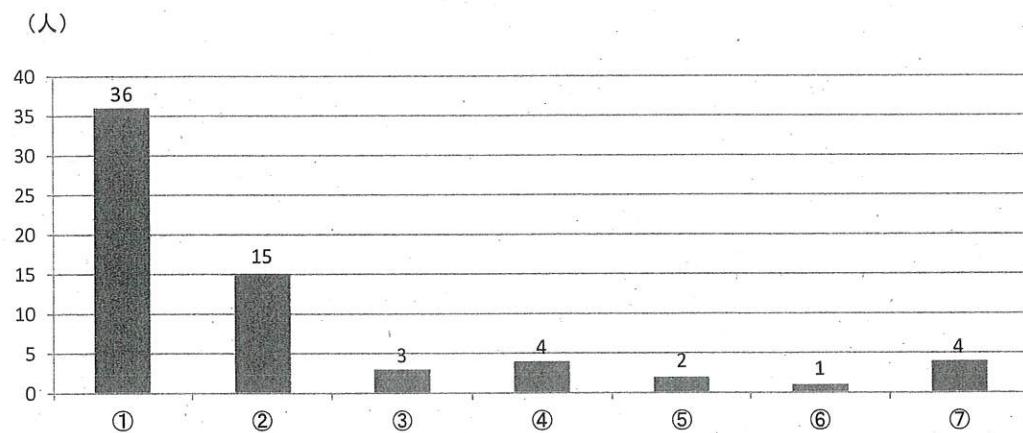


図6 休業日数別発生状況(平成22年～令和元年)



- ①: 4日以上7日
- ②: 8日以上14日
- ③: 15日以上21日
- ④: 22日以上1ヶ月
- ⑤: 1ヶ月超え3ヶ月
- ⑥: 3ヶ月超え
- ⑦: 死亡

STOP ! 熱中症 クールワークキャンペーン

—熱中症予防対策の徹底を図る—

職場における熱中症で亡くなる人は、毎年全国で10人以上にのぼり、4日以上仕事を休む人は、400人を超えています。厚生労働省では、労働災害防止団体などと連携して、「STOP ! 熱中症 クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防のための重点的な取組を進めています。各事業場でも、事業者、労働者の皆さまご協力のもと、熱中症予防に取り組みましょう！

- 実施期間：令和2年5月1日から9月30日まで（準備期間4月、重点取組期間7月）



**事業場では、期間ごとの実施事項に重点的に取り組んでください。
確実に実施したかを確認し、□にチェックを入れましょう！**

準備期間（4月1日～4月30日）	
<input type="checkbox"/> 暑さ指数（WBGT値）の把握の準備	JIS 規格「JIS B 7922」に適合した暑さ指計を準備しましょう。
<input type="checkbox"/> 作業計画の策定など	暑さ指数に応じて、作業の中止、休憩時間の確保などができるよう余裕を持った作業計画をたてましょう。
<input type="checkbox"/> 設備対策・休憩場所の確保の検討	簡易な屋根の設置、通風または冷房設備やミストシャワーなどの設置により、暑さ指数を下げる方法を検討しましょう。また、作業場所の近くに冷房を備えた休憩場所や日陰などの涼しい休憩場所を確保しましょう。
<input type="checkbox"/> 服装などの検討	通気性のいい作業着を準備しておきましょう。身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討しましょう。
<input type="checkbox"/> 教育研修の実施	熱中症の防止対策について、教育を行いましょう。
<input type="checkbox"/> 労働衛生管理体制の確立	衛生管理者などを中心に、事業場としての管理体制を整え、必要なら熱中症予防管理者の選任も行いましょう。
<input type="checkbox"/> 緊急事態の措置の確認	体調不良時に搬送する病院や緊急時の対応について確認を行い、周知しましょう。

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（予定）



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(R.2.3)

キャンペーン期間（5月1日～9月30日）

STEP
1

□ 暑さ指数（WBGT値）の把握

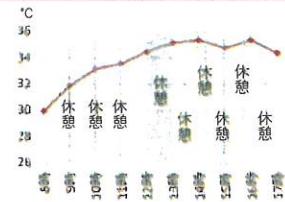
JIS 規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を測りましょう。



暑さ指数計の例

STEP
2

準備期間中に検討した事項を確実に実施するとともに、測定した暑さ指数に応じて次の対策を取りましょう。

<input type="checkbox"/> 暑さ指数を下げるための設備の設置			
<input type="checkbox"/> 休憩場所の整備			
<input type="checkbox"/> 涼しい服装など			
<input type="checkbox"/> 作業時間の短縮		暑さ指数が高いときは、 単独作業を控え、暑さ指数に応じて作業の中止、こまめに休憩をとる などの工夫をしましょう。	
<input type="checkbox"/> 熱への順化		暑さに慣れるまでの間は 十分に休憩を取り、1週間程度かけて徐々に身体を慣らしましょう。	
<input type="checkbox"/> 水分・塩分の採取		のどが渴いていなくとも 定期的に水分・塩分 を取りましょう。	
<input type="checkbox"/> 健康診断結果に基づく措置		①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢などがあると熱中症にかかりやすくなります。医師の意見をきいて人員配置を行いましょう。	
<input type="checkbox"/> <u>日常の健康管理など</u>		前日の飲みすぎはないか、寝不足ではないか、当日は朝食をきちんと取ったか、管理者は確認しましょう。熱中症の具体的な症状について説明し、早く気付くことができるようになります。	
<input type="checkbox"/> 労働者の健康状態の確認		作業中は管理者はもちろん、作業員同士お互いの健康状態をよく確認しましょう。	

STEP
3

熱中症予防管理者等は、暑さ指数を確認し、巡回などにより、次の事項を確認しましょう。

- 暑さ指数の低減対策は実施されているか
- 各労働者が暑さに慣れているか
- 各労働者は水分や塩分をきちんと取っているか
- 各労働者の体調は問題ないか
- 作業の中止や中断をさせなくてよいか

□ 異常時の措置

～少しでも異変を感じたら～

- ・一旦作業を離れる
- ・病院へ運ぶ、または救急車を呼ぶ
- ・病院へ運ぶまでは一人きりにしない

重点取組期間（7月1日～7月31日）

- 暑さ指数の低減効果を改めて確認し、必要に応じ追加対策を行いましょう。
- 特に梅雨明け直後は、暑さ指数に応じて、作業の中止、短縮、休憩時間の確保を徹底しましょう。
- 水分、塩分を積極的に取りましょう。
- 各自が、睡眠不足、体調不良、前日の飲みすぎに注意し、当日の朝食はきちんと取りましょう。
- 期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的に教育を行いましょう。
- 少しでも異常を認めたときは、ためらうことなく、すぐに救急車を呼びましょう。



梅雨明け

